

著作権	判決年月日	令和5年4月13日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和4年(ネ)第10060号		
○ ツイートを投稿する際に、Xのツイートのスクリーンショットを添付したことが適法な「引用」（著作権法32条1項）に当たるか、又は「引用」に当たる可能性があるとして、発信者情報開示請求における権利侵害の明白性を認めることができないとされた事例				

(事件類型) 発信者情報開示 (結論) 原判決取消

(関連条文) 著作権法2条1項1号、21条、23条1項、32条1項、令和3年法律第27号による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項

(原判決) 東京地方裁判所令和3年(ワ)第15819号・令和3年12月10日判決

#### 判 決 要 旨

1 本件は、ツイッターにおける原告投稿1～4（原告各投稿）の投稿者であるXが、氏名不詳者らによる本件投稿1～4（本件各投稿）につき、原告各投稿のスクリーンショットを添付することによってXの著作権（複製権及び公衆送信権）が侵害されたとして、特定電気通信役務提供者である控訴人に対し、令和3年法律第27号による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めた事案である。

2 原判決は、原告各投稿に著作物性を認めた上で、著作権法32条1項の「引用」の成否につき、ツイッターの規約（本件規約）が他人のコンテンツを引用する手順として引用ツイートという方法を設けていることによると、同手順を使用することなく、スクリーンショットの方法で原告各投稿を複製してツイッターに掲載することは、本件規約に違反しており、公正な慣行に合致するものと認めることができないとし、引用として適法とはならず、Xの著作権が侵害されたことが認められるなどとし、Xの請求を全て認容したことから、控訴人は、これを不服として控訴を提起した。なお、原審の口頭弁論終了後にXは死亡し、相続財産法人である被控訴人がその地位を承継した。

3 本判決は、原告各投稿に著作物性を認めたが、「引用」の成否につき、ツイッターにおけるスクリーンショットの添付という引用の方法も著作権法32条1項にいう公正な慣行に当たり得るとした上で、本件各投稿における原告各投稿のスクリーンショットの添付は、いずれも同項の引用に当たるか、又は引用に当たる可能性があるなどとし、原告各投稿に係るXの著作権を侵害することが明らかであると認めるに十分とはいえないとし、被控訴人の発信者情報の開示請求は、いずれも権利侵害の明白性を認めることができず、

理由がないとした。

引用の成否に関する理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 他人の著作物は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われる場合には、これを引用して利用することができる（著作権法32条1項）。

本件各投稿は、いずれも原告各投稿のスクリーンショットを画像として添付しているところ、本件規約は、ツイッター上のコンテンツの複製、修正、これに基づく二次的著作物の作成、配信等をする場合には、ツイッターが提供するインターフェース及び手順を使用しなければならない旨規定し、ツイッターは、他人のコンテンツを引用する手順として、引用ツイートという方法を設けていることが認められる。

しかし、そもそも本件規約は本来的にはツイッター社とユーザーとの間の約定であって、その内容が直ちに著作権法上の引用に当たるか否かの判断において検討されるべき公正な慣行の内容となるものではない。また、他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートする行為が本件規約違反に当たることも認めるに足りない。

他方で、批評に当たり、その対象とするツイートを示す手段として、引用リツイート機能を利用することはできるが、当該機能を用いた場合、元のツイートが変更されたり削除されたりすると、当該機能を用いたツイートにおいて表示される内容にも変更等が生じ、当該批評の趣旨を正しく把握したりその妥当性等を検討したりすることができなくなるおそれがあるのに対し、元のツイートのスクリーンショットを添付してツイートする場合には、そのようなおそれを避けることができるものと解される。そして、現にそのように他のツイートのスクリーンショットを添付してツイートするという行為は、ツイッター上で多数行われているものと認められる。

以上の諸点を踏まえると、スクリーンショットの添付という引用の方法も、著作権法32条1項にいう公正な慣行に当たり得るといふべきである。

(2) 本件投稿1はXを紹介して批評する目的で行われたものと認める余地があり、本件投稿2～4は原告投稿2～4に対する批評の目的で行われたものと認められ、引用をする本文と引用される部分（スクリーンショット）は明確に区別されており、また、引用の趣旨に照らし、引用された原告各投稿の範囲は、それぞれ相当な範囲内にあるといふことができ、本件各投稿における原告各投稿のスクリーンショットの添付は、いずれも著作権法32条1項の引用に当たるか、又は引用に当たる可能性があり、原告各投稿に係るXの著作権を侵害することが明らかであると認めるに十分とはいえない。